

サンステージ湘南デイサービスセンター運営規程  
(指定通所介護・従前の通所介護相当サービス)

令和6年4月1日

社会福祉法人恵伸会

## サンステージ湘南デイサービスセンター運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 恵伸会が運営するサンステージ湘南デイサービスセンターが行う通所介護及び現行の通所介護相当サービス事業（以下「事業者」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、サンステージ湘南デイサービスセンター従業者（以下「従業者」という。）が介護保険法（以下「法」という。）に定める要介護者又は要支援者であって居宅において介護を受けるものに対して、適正な通所介護及び現行の通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 従業者は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業者は、運営するに当たっては、常に地域福祉の向上に配慮し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

### (事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 サンステージ湘南デイサービスセンター
- 2 所在地 平塚市中堂8番1号（サンステージ湘南内2階）

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤兼務 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行い、通所介護計画及び現行の通所介護相当サービスの計画作成等を行うものとする。
- 2 生活相談員 常勤兼務 4名  
生活相談員は、事業所に対する通所介護及び現行の通所介護相当サービス計画の利用の申し込みに係る調整、利用者からの相談、従業者に対する相談助言及び技術指導を行うものとする。
- 3 介護職員 14名 （常勤兼務 10名・非常勤兼務 4名）  
介護職員は、その提供を行う時間帯を通じて専ら通所介護・現行の通所介護相当サービスに係るサービスの提供に従事するものとする。
- 4 機能訓練指導員 4名（非常勤兼務（看護師）3名、非常勤兼務（鍼灸師）1名）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能を回復し又は機能の減退を防止するためのサービスの提供を行うものとする。

5 看護職員（看護師） 非常勤兼務 3名

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の健康管理、その他必要な業務の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜日から土曜日とする。（祝日も営業）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

（通所介護及び現行の通所介護相当サービスの利用定員）

第6条 当事業所において、通所介護又は現行の通所介護相当サービス提供を受けることができる利用者定員は、両サービス合わせて1日あたり40名とする。

（通所介護及び現行の通所介護相当サービスの内容）

第7条 通所介護及び現行の通所介護相当サービスを提供するに当たってのサービスの内容は、法に基づき、おおむね次のとおりとする。

- (1) 通所介護計画及び現行の通所介護相当サービス計画の作成
  - (2) 生活相談（相談援助等）
  - (3) 機能訓練（日常動作訓練）
  - (4) 介護サービス（移動や排せつの介助、見守り等）
  - (5) 健康状況の確認
  - (6) 送迎
  - (7) 給食
  - (8) 入浴
- 2 第1項の実施に当たっては、通所介護計画・現行の通所介護相当サービス計画を踏まえたなかで、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切なサービスを提供するものとする。

（通所介護及び現行の通所介護相当サービスの利用料）

第8条 通所介護及び現行の通所介護相当サービスに要した利用料の額は、介護保険法の規定に基づき、厚生労働大臣の定める「居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」による通所介護費及び現行の通所介護相当サービスの所定単位数によるものとする。

- 2 前項の場合において、通所介護サービス費及び現行の通所介護相当サービス費を法に基づき、保険者から利用者に代わり居宅サービス事業者を支払われる法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割または2割の額を受けるものとする。

（通所介護及び現行の通所介護相当サービスに伴うその他の費用）

第9条 通所介護及び現行の通所介護相当サービスの提供に当たっては次の各号に定める費用の額を受けるとし、この場合あらかじめサービスの内容及び費用について、利用者又はその家族に説明するとともに同意を得るものとする。

(1) 第10条に規定する通常の実施地域以外の地域に居住する利用者について送迎のサービスの提供に係る費用

実施地域外から原則片道 走行距離1キロメートル 100円

(2) 食費(おやつ代を含む) 昼食 900円

2 その他の費用に関する細部は別紙のとおりとする。

(通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、平塚市、茅ヶ崎市、大磯町及び寒川町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は通所介護及び現行の通所介護相当サービスの提供を受けるに当たり、機能訓練室を利用する場合は看護師をはじめ介護職員の説明と誘導のもと機能訓練を慎重に行い、その他のサービスの提供を受けるに当たっては、従業者の誘導のもと通所介護及び現行の通所介護相当サービスの提供を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、通所介護及び現行の通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者の身体の状態に急変を生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族に連絡し、その状態に応じて協力医療機関及び関係機関に連絡を行うなど、適切かつ必要な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害に関する具体的計画として、消防法施行規則第3条の規定に基づく消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定するとともに非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他の必要な訓練を行い、非常災害の対策の万全を期するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第14条 事業者は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また必

要な業務体制を順次整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 2 管理者、従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恵伸会と管理者との協議に基づいて定める。

## 附 則

- この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。(19. 7. 28 規程)
- この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。(19. 12. 19 規程)
- この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。(20. 4. 1 規程)
- この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。(20. 5. 22 規程)
- この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。(21. 12. 1 規程)
- この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(22. 4. 1 規定)
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(24. 4. 1 規定)
- この規程は、平成 25 年 9 月 21 日から施行する。(25. 9. 21 規程)
- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(26. 4. 1 規程)
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(27. 4. 1 規程)
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。(27. 8. 1 規程)
- この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(29. 4. 1 規定)
- この規定は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。(29. 11. 1 規定)
- この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(30. 4. 1 規定)
- この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。(30. 8. 1 規定)
- この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(31. 4. 1 規定)
- この規定は、令和元年 5 月 7 日から施行する。(R1. 5. 7 規定)
- この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。(R1. 10. 1 規定)
- この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(R1. 4. 1 規定)
- この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(R05. 4. 1 規定)
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(R06. 4. 1 規定)

## 1 介護保険の給付対象となるサービスの利用者負担金

## ＜サービス利用料金表＞

## (1) 通所介護

種別	単位数	入浴加算	サービス提供体制加算	単位合計 (※1含む)	※合計金額 ×10.45円	利用者負担額(1回当たり)		
						1割	2割	3割
要介護1	629	40	22	746	7,795円	780円	1,559円	2,339円
要介護2	744	40	22	870	9,091円	910円	1,819円	2,728円
要介護3	861	40	22	998	10,429円	1,043円	2,086円	3,129円
要介護4	980	40	22	1,126	11,766円	1,177円	2,354円	3,530円
要介護5	1,097	40	22	1,252	13,083円	1,309円	2,617円	3,925円

- ※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ(5.9%)及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(1.2%)、介護職員等ベースアップ等支援加算Ⅰ(1.1%)が一本化し、介護職員等処遇改善加算Ⅰへ移行となります。加算率は、9.2%を総合計単位数に掛けた単位数が上乘せされます。
- ※ 入浴介助加算とは、入浴中に利用者の観察を含む介助を行った場合に、算定できる加算となります。
- ※ サービス提供体制強化加算Ⅰとは、介護福祉士など介護職員の資格の有無や勤続年数などをもとに、より質の高いサービスを提供する体制が整っている事業所を評価する加算となります。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、お客様の基本情報等(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知機能、心身の状況等に係る基本的な情報)を、匿名化し、厚生労働省「科学的介護情報システム(LIFE)」に提出、フィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアのあり方を検証、お客様のケアプランなどへ反映し、ケアの質の向上の取り組みを評価する加算となります。
- ※ 合計金額は、単位数に介護職員等処遇改善加算を追加し、地域加算10.45円を掛けた金額となります。
- ※ この料金表は、1回あたりの利用料金の計算によるものです。2回以上の場合は、計算上の端数処理の関係で、月の合計額は1円単位での料金の差異が生じます。

＜サービス利用料金表＞

(2) 従前の通所介護相当サービス

種別	単位数	サービス 体制 強化加算	合計単位	※ 合計金額 × 10.45 円	利用者負担額		
					1 割	2 割	3 割
要支援 1	436 単位/回	88	565	5,904 円	590 円/回	1,180 円/回	1,771 円/回
	1,798 単位/月 1 か月の提供 回数が 4 回を 超えた場合		2,039	21,307 円	2,130 円/月	4,261 円/月	6,392 円/月
要支援 2	447 単位/回	176	672	7,022 円	702 円/回	1,404 円/回	2,106 円/回
	3,621 単位/月 1 か月の提供回数 が 8 回を超えた場 合		4,116	43,012 円	4,301 円/月	8,602 円/月	12,903 円/月

この料金表は、1月当りの基本利用料金及び処遇改善加算等を含む計算によるものです。

- ※1 対象者及び、要支援 1 の方は、1 か月の提供回数が 4 回を越えた場合は、月額料金となります。
- ※2 対象者及び、要支援 2 の方は、1 か月の提供回数が 8 回を超えた場合は、月額料金となります。
- ※3 その他加算として 1 ヶ月あたりの単位合計（単位数+各種加算）に対し介護職員処遇改善加算の 5.9%と介護職員等特定処遇改善加算の 1.2%・介護職員等ベースアップ加算の 1.1%を算定致します。
- ※4 科学的介護推進体制加算、お客様の基本情報等（ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知機能、心身の状況等に係る基本的な情報）を、厚生労働省「科学的介護情報システム (LIFE)」に提出しフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアのあり方を検証し、お客様のケアプランなどへ反映し、ケアの質の向上の取り組みを評価する加算となります。40 単位/月（1 割負担 41 円/月 2 割負担 83 円/月 3 割負担 125 円/月）を算定致します。上記の料金表による、ご利用者の介護度に応じたサービス利用料合計の約 1 割（一定以上の所得者は 2 割または 3 割）の利用者負担額をお支払いいただきます。

## 2 介護保険の給付対象とならないサービス

### ＜サービスの概要と利用料金＞

給付対象外サービス	概 要	利 用 料 金
食費	ご提供する昼食及びおやつの費用	900円／1食
レクリエーション・クラブ活動費	ご利用者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動にかかる費用	材料代等の実費分
延長時間のご利用費	通常のデイサービス提供時間(9:30～15:50)を超えてのご利用の場合	2,500円／1時間